

市民参加のしくみづくり検討委員会 第13回委員会 公開版

1 開会

2 議事

(1) 第11・12回会議録の確定について

(第三者が読んだ時にわかりやすくなるように発言趣旨を変えず修正することを確認)

(2) 「八王子市の市民参加のしくみについて(提言)」の確定について

【委員長】 今日是最終回ということで、提言の確定ということになる。会議資料について、事務局の方から説明を。

【事務局】 資料No. 1は、事務局と委員長との間で2往復して8月5日版を作成し、それを各委員に送付して、何名かの委員から意見をもらった。具体的な指摘については、「委員会からの意見等」欄に載せている。他に、用語解説がわかりにくいので工夫せよとの指摘があった。これらを踏まえて、委員長と事務局とでやりとりした上で再修正したものが8月21日版だ。「事務局説明」枠の記述は、委員長と調整して判断した内容だと理解願いたい。右側の意見反映版は、修正した部分だけしか貼り付けていない。修正後の全文を示したものが資料No. 2である。

資料No. 3、4は、何人かの委員からの指摘を反映したものだ。よりわかりやすくしたということで対照はしていないが、修正箇所がわかるようにしてある。資料5は参考資料である。以上である。

【委員長】 さて、この提言を確定していくが、部分的には初見ということなので、まず全体を通して事務局に読み上げてもらい、その後、セクションごとにもう一度意見をもらって確定していくという進め方をしたい。

(事務局が「八王子市の市民参加のしくみについて(提言)」本文(案)を朗読)

【委員長】 幾つか区切りながら、若干前後するところも出てくるかもしれないが、それぞれ確定していきたい。

最初に、1頁目の「はじめに」。何かお気づきの点はあるか。(「なし」の声)

では、次に進みたい。2頁目からの「第1章 八王子市の市民参加の現状と課題」。図表が付いていないが。

【事務局】 図は資料 2の最後の頁に、上が修正前、下が修正後という形で表示している。

【委員長】 よろしいか。では「第2章 市民参加条例制定にあたっての基本的な考え方」。ここはどうか。

【委員】 5頁の図の左側に最終目標として「個性ある地域社会の創造」と書かれている理由は、「個性ある」とは、市民参加のしくみづくりの目的は、「おわりに」の最後にあるように、「八王子市を暮らしやすいまちにしていこうために」と考えていた。この「個性ある地域社会の創造」とつながるか。

【委員長】 5頁の上の「『新しい公共』と市民参加」にも、「個性豊かな地域社会の創造」という言葉が出ている。市民、行政が地域社会の創造に関わっていくが、どういう方向か。最終的にはその地域に住んでいる人達がより幸せにと、豊かに、その言葉をどう表現するか難しいが、ただ、個性ある地域社会というと、それぞれの個性を大切に

という趣旨ではあるのだろうが、地域社会全体が他の地域とは違うということなのか、市の中の地域がそれぞれ個性的ということなのか、あるいは個人の段階なのかということもあるし、そもそも個性があればいいのかということもある。それぞれの地域社会をつくっていくということを何と言えればいいか。

【委員】 「暮らしやすい地域社会の創造」とか、そういうわかりやすいフレーズの方がいいと思う。

【委員長】 今まで、例えば『ゆめおりプラン』の中では、このように表現していたか。

【事務局】 「個性ある地域社会」という言い方はしていないが、「地域の特性を尊重した自立都市」を実現するとやっている。市長が日常的に「オンリーワンのまちづくり」という言い方もしており、その点を少し意識した。

【委員長】 個性が尊重されるのはだめだという話ではなく、もう少し、今の意見の趣旨は生かしてもいいのかなという気がする。こうしたらいいのではというものがもしあれば、出してほしい。あるいは、このままでいいという方が多数であれば、このままにするということも考えられる。行政運営ということでは、法律上は住民の福祉の増進、幸せを高めるということなのだろうが、そう簡単に表現はしにくい。市の目標も踏まえて、これは調整させてほしい。

他に、この第2章について、ごく単純なことも含めてどうか。

【委員】 6頁のウの2行目、「可能な限り配慮されなければならない」で、「ば」が抜けている。

【委員長】 そのまま出てしまうと困る。何回も見ているとそういうところは意外と気が付かなかったりするので。では、第3章にいきたい。事前に意見を出した方々も、この直し方では、ということがあれば言ってほしい。意見がないと、こういう直し方で了解されたと考える。

【委員】 9頁の「6. 市民参加の機会」の(1)で、「計画・立案、実施、評価・見直し」とあるが、15頁にもマネジメント・システムというのがあり、こちらは「計画・立案」、「実施」、「評価・見直し」とかぎ括弧が付いている。括弧を付けた方がわかりやすいのではないか。

【委員長】 どちらかに統一すべきだが、この3つの関係は括弧を付けた方が見やすいか。事務局的には何か。

【事務局】 特に意識していなかったが、15頁は定着させるということを強調しており、9頁は一般的な行政の流れの中でという意味合いだったので、敢えてかぎ括弧を付けなかった。

【委員長】 括弧を付けた方が、こういうサイクルだということがわかるかもしれない。付ける方向で修正する。

【委員】 11頁の審議会について。今さら本文に入れ込むのは無理かもしれないが、審議会のあり方として、従来、審議会で提言を出して、条例案ができた段階で確認するという機会が欠けていたと思う。審議회를形骸化しないためにも、是非盛り込んでほしいと提言したものが実際に盛り込まれたかどうかをチェックする機能が必要なのでは。この検討委員会の市民参加条例についてもそうだが、それは審議会すべてについて言えるのでは。傍聴者の意見にも、フィードバックすることが必要なのではないかということが書いてあった。委員の選任の仕方とても大切だが、審議会のあり方として考えるべきではないか。議論する時間があるかどうかわからないが、そういうことを感じた。

【委員長】 その点は確かに重要な点だ。この委員会については、第三者機関をつくってチェックせよということになる。この委員会を条例ができるまで存置させて、チェックするということもあり得るが、私は、今回はそれは必要ないと思った。第三者機関をつくってくれればだが、これはつくってもらわないと困るのだが。

一般論で言うと、通常は提言を出すときまでが委員会委員の任期で、提言を踏まえて行政内部で計画、あるいは条例をつくる段階では最大限尊重せよとか、もし市として違う計画や条例をつくった場合には、どうして違ったのかということ公表せよと、せいぜい、そう言うところ止まりだった。そこをどう考えるか、ということはある。

委員会にしる、私的な諮問機関にせよ、公的な附属機関にせよ、そこでの決定がすべての決定になるわけではなく、市としてさまざまな事情は考慮しなければならず、最後は市長が決定するということになる。ただ、審議会等で決められたこととどうして違ったかということ自体は、明確に市民に伝わらなければいけない。その意味で、審議会を残すということもあるだろうし、あるいは残さない場合でも、どうしてそういう違った結論になったのかは明確に、市民にきちんと伝えるようにするということがやはり重要だろう。そこは確かに抜けているといえ抜けているかもしれないので、これは私としても入れた方がいいと今思った。答申・提言と違ったことをやったらきちんと公表するように、ということ盛り込むという趣旨は入れるということで、文言は任せてもらうということでよいか。

【委員】 審議会の話でもう1つ。「効果的な市民参加という視点から柔軟に委員構成決定、委員選任が行われるべきである。」というところに含まれるのだろうが、やはり当事者の視点ということをどこかに入れておいてもいいかなと思った。例えば高齢者の問題なら、審議する内容に該当する当事者とか、障害者だったら障害者とか、その当事者が必ず委員会の構成メンバーに入るという視点も、どこかに盛り込んでほしい。

【委員長】 必ず、というところ厳しいところがあるかもしれないが。

【委員】 当事者の視点はやはり重要だと思う。

【委員長】 必ず入れると言うと、そもそも参加しにくい人達に関わるようなことに関してはどうなのか。

【委員】 当事者の代弁ができる人も含めた形だ。

【委員長】 それが当事者の視点ということになるのだろう。

【委員】 「バランスよく」という中に含まれているのだろうが、はっきり入れるなら「当事者など」を入れると。

【委員】 何となく入っていないと抜け落ちてしまうかなと思ったので。

【委員】 あいまいだから、入れるかどうかだ。

【委員長】 当事者の利益というか、そういうものが還元されるというのとは違うのかもしれないが、では、利益代表的にどんどん利益だけ主張すればいいのかと読み取られてもまずい話だ。当事者の視点という考え方は入ってもいい。それもどう表現するかということはあるが、入れることにしたい。

【委員】 10頁の7の「市民参加の方法」で「広聴」という言葉が出てくる。新しい言葉なのか、造語なのか、幾つか辞典を引いたが、出ていなかった。

【委員長】 行政でいろいろな意見を聞くという意味ではあるが、それ以外にはあまり使わない。

【委員】 公聴会といったときの公聴はまた違う。

【委員長】 それは違う。「公」の方だ。

【委員】 以前、私がわかりにくいと言って、現在やっていることを一覧表にして加えてもらった。

【委員長】 行政の人にとっては、広報広聴というのはごく普通の言葉だが、一般の市民の方々が使う言葉ではない

というのは確かだ。だが、役所の中でやっているものとしては広聴という言葉でくられていて、だから具体的にこの表に書いたということもあるので、これで理解してもらえないのでは。他の言葉に置きかえてしまうと、役所の中のどれに相当するのかわからなくなるかもしれない。

【委員】 13頁の「(8)住民投票」だが、これは多くの議論が行われて、全体としてどういう方向に行ったかということが何となくわからない。ここに書いてあるように運用は難しいので、ここでは詳細に結論は出せないということは確かに決まったと思う。ただ、今の書きぶりだと、条例に入れるべきとも、入れないべきとも書いていない。とにかく検討してくれと、他の委員会に投げたような書きぶりに見えるが、それはそれでよいのか。

私の記憶としては、一応重要な参加機会で条例に入れるべきだということはあるつつも、やはりいろいろやり方もあるので、さらに検討していくべきではないかという2段階だった。そうだとすると少し弱いかなど。

【委員長】 私の認識では、住民投票制度については、例えばこの後つくる第三者機関などで検討していくこととして、今回は十分な時間がないということで、条例にはそのままにはのせないという考え方で整理したつもりだった。そのように理解してもらっているか。認識にギャップがあるとすれば、それは確認しなければいけないが。

【委員】 住民投票を位置付けるにはそれなりの検討が必要だということを示しながらも、やはり位置付けてほしいと。私自身はそういう意見を言ったし、そういうことだったかと思う。もともとあまり議論ができなかった感じた。

【委員長】 条例上位置付けるとは、どういう意味で位置付けるか。例えば、住民投票制度は設けるとだけ書いて、それはまた別に条例で定めるというやり方は、住民投票制度を定めたということになるかもしれないが、そういう定め方をするのか。私の認識は、実はそうではない。この委員会として、まだ具体的な中身についてきちんと詰めていない以上は、もう一度きちんと議論した上で住民投票条例をつくることも含めて検討した方がいいのではないかという考え方だ。皆さんがどちらを考えているか、これはきちんとしておきたい。

【委員】 私自身は、委員長と同じ考え方でいたのだが。

【委員長】 もしかしたら、私の整理の仕方が悪くて、考え方が分かれてしまったのかもしれないが。

【委員】 それを盛り込む以上は、ここでよく議論した上でないと。その手法については、また別に検討するという前提が入るから、必要性はこの中でうたっているわけで、と私は解釈していたのだが。

【委員長】 他の方々は、どうとらえていたか。

【委員】 私も委員長と同様に、ここでは議論しないで、もうここはやらないよと確か委員長がはっきり意見を言って、ただ提言には盛り込むみたいな話はしていたので、この程度でいいのかなと思っていた。

【委員】 全く触れないということではなくて。

【委員】 そうだ。

【委員】 ただ、この書き方だと、条例の中には入らない。

【委員長】 入らない。私もそういう考え方でいた。

【委員】 それは別に議論してほしいよという考え方だったと思った。

【委員長】 考え方としては、住民投票制度を設けることだけ言って、その詳細はまた別途検討せよと。今回つくる

条例の中ではきちんと定められないというか、市民の間でこれだけきちんと議論はしていないわけで、具体は定められないので、実質はどちらでも同じということになるかもしれない。ただ、どちらにするか。それはもう皆さんのお考え次第ということになる。私の考えとしては、最終的には住民投票条例はつくった方がいいとは考えているが、現段階であまり議論していないのに、これだけ軽々には入れられないという判断で考えていた。

【委員】 まず検討を行う必要があるということで、最終的には結んでいる。だから、庁内内部だけではなくてこういう形でやってくれよという形でうたってはいる。

【委員】 他の皆さんの認識次第だが、何かすごくネガティブにとれる。市民参加というと、一番注目されるのは住民投票が入るのか入らないのかという部分だと思う。そこに関しては、住民参加の中でも非常に究極的なしくみであって、将来的には検討しなければいけないという、何か丸投げできない状況というか.....。

【委員長】 もう少し前向きに書いてもいい。

【委員】 将来的には避けられないものだから、その辺のところはもう少し表現を変えるかどうか。

【委員】 住民投票の話をしたときに、住民投票しなければならないという案件がどんな案件かということが想定できないので具体的な話はしなかったが、案件が出てくるであろうことを想定して、どんなことが出てくるかわからないゆえに、住民投票という形があってもよいのではないかという結論になったように私は記憶している。案件が具体的にでてきたときには、是非今これが必要だと言えるのだが、案件が漠としてわからないときには、これは必要、必要でないということは今は言えない。しかし、出てくるであろうことを想定して、この住民投票というものは残しておいた方がいいのではないかと、何か委員長がそのようなことを言ったような気がするが。

【委員】 住民投票という手法はある、ということは明示しておくべきだということでは.....

【委員長】 だから、提言書にはこうして残した。

【委員】 要は、行政の簡単な手続論で行政内で片づけるのではないと。市民が加わったところで十分議論してくれと。ここでそれを位置付けているわけだ。ただ、将来的ということが、そういう形に見えるかどうかは別だが。

【委員長】 私が考えている将来的というのは、第三者機関をつくる。これは早くつくらなければいけないと言っているんで、この期限で考えたわけで。

【委員】 だから、これで行こうという意味だろうと私は解釈していたので。

【委員長】 その最大の課題は、住民投票をどうするかをきちんとその場で議論していくことだという認識なので、そのことを入れた方がいいのかどうか。

【委員】 私もこれを読んだときに、やはり随分ネガティブな表現だなと思った。その原因は「運用が極めて難しい制度でもある」と。確かにそうだが、「相当に慎重な議論を重ねなければならない」という表現がかなりネガティブな、住民投票自体について考えさせるような表現になってしまっているのかなと思う。確かに一番上に「重要な市民参加の方法である」と述べているが、先ほどの表現が重なるので、後ろ向きな印象になっている。だから、例えば「相当に慎重な議論」のところを「さらに議論を重ねれば」というふうにすれば、後ろの2行も生かせるのでは。

【委員長】 ここでは議論が十分にできなかったということで、これは私がきちんとしなかったところでもあるが、

この委員会が本当に住民投票について議論する役割を担っていないかという、私は担っているはずだと思っているので、そこは直したい。ただ、時間がなかったから仕方なくということなので、そこは誤解のないようにしたい。

私の実感としては、運用は極めて難しいし、相当に慎重に議論はしなければいけないが、ただ、それが住民投票に対してネガティブだという印象を持たれるとすると本意ではないので、そこは修正する。

【委員】 住民投票の表現が、すつんと意味がわからない。いろんなことを言いたいために、この住民投票制度1つとってもいろんな解釈ができる。私もネガティブだと感じている。住民投票の条例をつくるべきであると、普通の人を読んですつんとわかるような表現にした方が、我々の委員会としての意図がすぐわかるだろうと思う。私がここにいる意味があるのかということはずっと思いながら、そういう感覚をいろんなところで感じた。

【委員長】 明確にすべきところはむしろ言ってもらった方がいい。確かに今言われたところは全くそのとおりだと思う。ただ、その前に意見を加えたいのは、今回つくってもらう条例の中で、住民投票を手段として明確に位置付けていくのか。それとも、条例ができた後なのか並行してなのかかわからないが、もう1つ場を設けて時間をかけてやっていくのかということは、話としては違うかなと思う。そこはどうなのか。

【委員】 私はどちらかといえば、委員長と同じような考え方だ。市民参加条例というのは、市民が本当に参加しやすいしくみにするというので、住民投票は、市を二分するような大問題があったときに行うかどうかという、ちょっと違う次元の話なのかなと考えている。伝家の宝刀的なものに位置付けられるということで、私も住民投票制度は必要だと思うが、もう少し時間をかけてやった方がいいのかなと。最後の、将来的には自治基本条例の制定も視野に入れていくということを踏まえていくと、やはりそこでも住民投票については議論されてもいいのではないかな。ここでは13頁の表現でいいのでは。

【委員長】 これはかなり重要な点だと思う。多分他の市と並べて評価する場合、機械的にこういう項目が入っているか入っていないかということで、八王子市の住民投票は規定されていないということ、そういうものに積極的な人から見ればマイナス点がつく。でも、我々としてはつくらないという意図ではなくて、もっときちんとしたものをつくるために時間をかけて、きちんと検討してもらおうということで、ここでの条例の中には敢えて盛り込まないと私は考えていた。けれども、ここで入れておかないと、つくってもらえなくなってしまうのではないかと心配するのなら、むしろ1項目、手法として入れておくということは考えられなくはない。どちらにするか。

【委員】 住民投票という手法があるということは、市民にきちんと知らせておく必要があるだろうと思うが、今ここで最終案に出てきた内容だと、何となく軽いなとも私も思っている。私としては、変更するのであれば、そういう部分をわかりやすく、条例にも入れるという形にしておいた方がいいだろうなとも思う。

【委員長】 提言が必ずしもそのまま条例になるということではないが、我々が十分審議を尽くして必要だと明確に言い切れないと、もし我々の意見を反映して条例をつくるとなっても書き様がない、ということが実はある。今のところ、必要性はあるがどういう形でというのはなかなか想定されなくて、条例についてはどういうときにどういう形でというのが、他の項目にも関わってくるが、特に投票ということになったときには、例えば年齢は何歳以上にするとか、どういう要件でやるのかということがいろいろあって、それを我々が全部検討する必要はないにしても、ある

程度のことが想定されて検討した上で、このようなものをイメージしているというものでないと、条例をつくるときにどう反映させるのかということはあるかと思う。そこも含めてもっと考えなければいけない。例えば16歳以上から住民投票をしているところもある。あるいは18歳以上とか、公職選挙法と同じように20歳以上というところもある。

【委員】 そういう細かいところまで現実的に議論した覚えは全くない。こういう手法があるということを忘れないようにしてもらいたいということではないか。

【委員】 今の書きぶりは、要するに重要だと言って、それで終わっている文章は他には1つもない。最初の文章で「あるが、」から始まるが、その後は「慎重に」「慎重に」となっているので、最初の文章で、八王子市の市民参加のしくみの中で、どこまで言えるかというのはわからないが、少なくとも今回でなくても、将来的には考えなければいけないものなんだということぐらいは、先ほどの委員長の解釈の範囲内で一文入れるだけでも市民には伝わるのではないかと思う。あとは、「将来的な課題として検討を行う必要がある」というと、非常に遠い将来のような気がするので、「引き続き検討を行う」とか、ここでは細かい検討までできていないが、是非続けて議論してほしいと。

【委員】 「将来的にも引き続き」の方がいいのかもしれない。その方がつながるかもしれない。

【委員長】 完全な確定の文章ではないが、最初の文章は「重要な市民参加の方法である。」でまず切る。「が、」が付くと、少しトーンダウンしてしまう。次に「ただし」というのが付くかもしれない。最後の一文は、「単なる手続き論として行政内部での検討で済ませるのではなく、」というか、住民投票のことに關してそうなることはあり得ないので、これはあまり意味がないとは思う。第三者機関が後で出てくるので、「後述する第三者機関で優先的に取り上げるべき課題として、住民投票制度について有識者や市民も交えて専門的に検討を行うべきである」と。大体今みたいな形の文章を入れるということでしょうか。

【委員】 「引き続き」の方がいいのでは。

【委員長】 この委員会は終わってしまうので、何が続くのか、ということはあるが。

【委員】 今、第三者機関の話が出たが、第三者機関の設置は当然必要だし、そこでの見直しはあると思うが、これがすぐにつくられない可能性も考慮すると、やはり条例の見直しのところで、一定期間の、何年がいいのかわからないが、例えば3年とか5年で見直すという期間を限定しておいて、そこで例えば住民投票に関しても最重要課題として検討するという形でつなげてほしい。条例の見直しもした方がいいが、いつ、どういうふうにするかということには全然触れていないので、一応見直しの期間というのも記述した方がいいと思う。

【委員長】 14頁の9の「条例等の見直し」のところで、具体的な年数を入れるかどうか、例えば5年という言い方をするのか、それとも一定の年限を区切って条例を見直すのがいいのか。今、条例の見直しとかでそういう年限を区切っているという考え方をとっているものはあるか。

【事務局】 現実には介護保険とか、法令上でそれが明記されているものはあるが、八王子市でははっきりと、何年たったら必ず見直すという規定の仕方をしているものはない。

【委員長】 何年と言うのはなかなか難しいといえば難しい。第三者機関を設けるので、そこでその都度という考え方がるので、敢えて入れていないということもあるが、そこまで歯止めを入れるかどうか。

【委員】 是非入れてほしい。第三者機関の設置がすぐにできるかどうかということも1つあるし、第三者機関で条例の改正の提案ができるというのは当然必要だと思うが、それとは別に定期的に見直すというところがないと、進化する条例だとわっているのに整合性が足りないなという感じがした。

【委員長】 では、一定の年限を設けるといことは入れるということではいいか。

【委員】 住民投票は住民投票で区切りをつけておいた方がいい。

【委員長】 私も、住民投票については早く決着をつけた方がいいとは思っている。5年とか。普通一定の年限という、短くても3年になってしまうので。ただ、この条例は一般にどうか。

【委員】 市民参加条例に引き続いてという形でも構わないと思う。参加条例は参加条例でつくっておいて。

【委員長】 どのみち、別個の条例をつくることになる。

【事務局】 どうしてこの書き方だけがネガティブか、他の項目に比べて歯切れが悪いのかということ、結局条例に規定すべき項目の中に並べているが、先ほど来、委員長が言うように、委員会としてはここで明確に位置付けないという含みの話になっているので、こういう表現にならざるを得なくなっているのでは。ならば、ここで条例には規定しないにしても、9の「条例等の見直し」のところに、本来こういうものも入れるべきだったが、議論する時間がなかったでここには書かなかったと。早急に専門家の意見も取り入れながら議論していくべきだと、はっきりと委員会の意思として表した方が、皆さんが納得できる内容になるのではないかと。

【委員】 それは、やはり住民投票の枠の中で区切りをつけておいた方がいい。その次の9につなぐのではなくて。

【事務局】 あくまでもこれは条例に規定すべきこととして列挙しているもので、少し違和感を残してしまうのでは。

【委員】 ここでは結論としては具体的に出せなかったが、これについてはきちんとやってくれということを約束するというか、そういう形をきちんとここで出しておけばいいのでは。

【委員長】 先ほどの私の整理の仕方で行くと、つまりは3章に書かないということだ。そうすると、位置としては第4章に回すのか。

【委員】 3章ではなくて。

【委員長】 3章は、全体が市民参加条例に規定すべき事項だ。

【委員】 市民参加の方法という流れでいったときには、やはり住民投票という項目を入れたいという話だった。今の事務局の話も国語的にはいいと思うが、ここで我々が見せたいのは、市民参加の方法の1つとしての住民投票という項目なので、先ほど委員長が言ったように、「ある」で結論づけてくれればいいのでは。「が、」があったのでひっかかっていた部分というのがかなり多いと思う。最初に「ある」という形にして、ただしこうだという形であれば、さほどネガティブということも気にならないのかなと。

【委員長】 わかった。確かに最初の段階で住民投票を位置付けるかどうかということ、まだ検討不足だと。けれども、これはきちんと検討して、即対応してもらわなければいけないものとして盛り込まれるべき事項だという位置付けから、ここに残す。そういう考え方でいいか。では、そういう形でその文章は直すことにする。他には。

【委員】 12頁の5行目は1字あける。13頁の「住民投票」の中の「コスト」という片仮名用語だが、「コスト」と

いうとやはり金銭的なイメージになってしまうので、資料 2 に「『コスト』は金銭的なものだけでなく、人的労力や時間なども含めて考えているので」という事務局の説明書きがあるので、これを是非用語解説の方に加えてほしい。

【委員長】 わかった。これも加える。あと、私が見落としているところとして、14頁の8の「第三者機関の設置」で、その下から2行目、「条例内容と現実の乖離が進まないうちに」とあるが、後追いのな雰囲気表現になっているので、ここも表現を変える。「社会の動向を見据えて、現実に即した形で条例を進化させていく」とか、そういう形にしたい。ついでに細かいことだが、12頁(5)の「市民会議」で上から5行目に、『八王子ゆめおりプラン』の前に「現行基本構想・基本計画」とあるが、初出のところは付いていて、2回目はなくて、またここで復活しているので、ここは削った方がいい。同じ「市民会議」のところ、下から2行目、「行政として誠意ある対応をする必要がある」。「対応をする」、ちょっと何か気になる。あともう1つ、12頁、1行目で、「効果的な市民参加という視点から柔軟に委員構成決定」は、「委員構成の決定」とか、あまり漢字が続き過ぎても読みにくいので。全体としてやはり文章が長いということはあって、いろいろ皆さんから指摘が出るだろうということで、私は、そういうところまではきちんと全部直さなくて、趣旨の部分だけはかなり直しているが。

【委員】 読むのが大変だ。事務局が棒読みするだけで40分かかっている。何回も読み直して、何となく趣旨がわかってきた。時間が許すならば、このボリュームを3分の2ぐらいまで減らしたいところだ。

【委員長】 この場でいろいろ出た意見を継ぎ足しているのだから、削ると、なぜ自分の言ったところが外されたのかということにもなってくる。ただ、一文を区切って短くすることはできるので、それは直す。いかに読みづらいかということを事務局にも再認識してもらおうと同時に、我々にとっても、理解しにくいところはここだというものを受け止めやすくするために、読み上げてもらったので、今の意見は、全くそのとおりだ。

【委員】 もっと改行して白い部分を増やしてもらわないと、真っ黒な文章というのは読みにくい。

【委員長】 体裁は、まだ幾らでも直せる。少し市民向けにしては硬過ぎるという印象だが、ただ、きっちりと書かなければいけないところというのはどうしてもあって、今回は具体的な施策の話ではなくてしくみづくりの部分なので、どうしても抽象的になってしまうところがある。そこはやや仕方がない。だからこそ、この中でも提案しているような、解説集的なものをきちんとわかりやすくつくっていく必要がある。第3章は大体よいか。

では次に、第4章については、

【委員】 15頁の(2)の「ア．市民参加を定着させるマネジメント・システムの普及」とあるが、文章中では「マネジメントサイクル・システム」とか、「マネジメントサイクル」というのがあるのに、この大きな項目に関しては「サイクル」が抜けているのは何か意味があるのか。単なる欠落か。

【事務局】 単なる欠落だ。

【委員】 16頁のイの「市役所内での情報共有と職員の行動改革」で、後半に「なにより、この市民参加条例制定を好機として、改めて職員の行動改革を求めたい」と。これはこれでいいが、行政組織のあり方というか、そこに触れないで、職員の行動改革というだけではとても対応し切れない課題はたくさんあると思う。その辺をどういう言葉で言ったらいいのかわからないが、そのところも文章にしてほしい。

【委員長】 その辺は、アの方のマネジメントサイクル・システムを変えるということで、一種の組織風土改革ということになる。組織としてということをアに入れた方が対になって、組織だけではなくて、個人も、というふうになるかもしれない。それを入れる必要はあるか。

【委員】 参考のために事務局に聞きたいが、この前、平成18年度の監査報告書をホームページで読んだが、ああいふ評価の中に、ここでいう市役所の改革が進んでいるかどうかという、そういう視点での見方はできないか。

【事務局】 監査委員がそういう視点で監査すれば、そういう指摘が出てくるはずだ。

【委員】 どういうやり方で監査しているか、私は全然わからないが、監査側がチェックリストの1項目に市民参加に関する職員の意識がどう変わったかというのを入れれば。

【事務局】 監査委員の監査だから、意識が変わったかどうか、ということにはならないが、事務の進め方が適切でないとか、もっと改善すべき余地があると指摘されることはある。今の話は定期監査のことだが、八王子市は外部監査もやっている。外部監査の監査項目としてこういうものをと依頼すれば、当然そういう監査の結果が出る。

【委員】 市民参加を定量的にというのは非常に難しいか。

【委員長】 職員の行動改革というのは、なかなかそれは把握しづらい。結果として組織としてのアウトカムはどうかという話では言えるのかもしれないが、雰囲気とか、見た目とか、あるいは職員に接して、よくやっているなどが、そうでもないなということはあるかもしれないが、それをどうつかむかというのは、これは人事評価の話でもあって、内部的にもいろいろな試行錯誤をしているところだろう。職員の行動改革というだけでは私はどうなのかなとも思っている。ただ、改革はしてほしいとは思っているので、とりあえずこういう形で書いている。

恐らく職員の行動改革ということ自体も、組織としてどういう目標を掲げて、きちんとマネジメントサイクルに沿ってやっていくかというところで決まってくることも多い。そういうことがアとイはかなり連動したところかなと。

【委員】 昔に比べたら大分よくなってきている。

【委員長】 本当に市民参加が進んで、市民といろいろ接するようになれば変わるはずだ。これは間違いなく変わる。恐らく今でも、そういう部署とそうでないところでは全然意識が違う。そうでないところの人がだめだという話ではなく、意識として違うとらえ方をしているのではないかと思うので、ますます今後期待できるということだ。

他に第4章についてはどうか。17頁のエの「市民参加を統括する体制の整備」で「権限」に括弧を付けているが、これは要らないかなという気がする。

【委員】 これは、あえて括弧を付けたのでは。強力な権限を持つ勧告まで出せるようなものというのを、この中でも確かどこかに書いてあった。

【委員長】 もともと助言・指導という表現だったが、勧告も含めてだが、内部機関同士で助言・指導・勧告というのは、表現としておかしい。ここに入れるとすれば、調整が中心になるが、調整だけでいいかどうかというのはあるが、実は最後に書いたのだが、がっちり上から指示するとすれば、本当の意味での統括するのは市長だ。

【委員】 内部で勧告できないというのは、学校の場合か。民間企業だったら、内部同士で改善勧告がある。

【委員長】 内部機関同士で勧告というのは使わない。勧告するとすれば、普通は附属機関だ。法律上の話だが。

【委員】 民間だと、本社機構と工場機構と部門が分かれていて、本社機構の場合は、例えば工場を監査して問題があれば、勧告書というのを出す。いついつまでに改善せよとかと。

【委員長】 いや、行政はもっと強い。勧告ではなく指示だ。

【事務局】 職務命令だ。

【委員長】 命令だから逆らえない。行政で言う勧告というのは、従わなくても大丈夫な場合もある。勧告というのはもともと勧めるだけだから、普通の言葉の意味としても、指示、命令という方がもっと強い。

【委員】 勧告と指示が、民間なんかと逆だ。どうもその辺が難しいところだ。

【委員長】 民間企業で言うことを聞かなかつたらどうなるかということを考えれば、勧告でも言うことを聞くだろうが、そこは使い分けている。その意味は込められているので、大丈夫だ。

【委員】 いろんな波長を持っている人が読むと、ますます誤解を招く表現というのがいっぱいある。今の論議だけでも私と委員長で、まるっきり逆の縦軸と横軸の話し合いみたいになってしまっている。

【委員長】 私の気持ちとしては、ここにも市長が上で統括するという部分も入れたいなと思いつながら、最後に強調したかったので「おわりに」に持ってきたということもある。でも、担当の所管をきちんと決めて、市民参加についてやっていくということを取りあえずここでは触れて、最後のところでやはり市長がきちんとやると。本当は統括というのはそっちだ。だから、このタイトルに統括と入れるかどうかということがある。書き方としては、今みたいな書き方にした上で、エの見出しをもう少し変えた方がいいかもしれない。

【委員】 調整だけだとやはり少し弱い感じがするので、統括は残して、市長の統括も権限を持って指導・調整できる。そういう体制だとすると、市長とそういう部署がきちんとつながっているようなイメージを…。ちょっと「おわりに」とダブるかもしれないが。

【委員長】 そういう出し方にした方がいいか。では、そういう方向にする。

【委員】 16頁の「市民参加のガイド機能の整備」で、以前、「たらい回し」というのはまともに書けないかと言ったら、ちょっとそれはどうかということだったので、これはよく書いたものだと思って見ていた。そのときに、他の委員から、「たらい回し」という言葉がわからない人もいるのではという意見があった。わからない人に対してきちんと説明するというのが1つと、もう1つの目的は、もし完全にこの意味がわかったとしても、「たらい回し」とあえて明記してこの言葉をぶつければ、こてこてに解説までつけてより強調するというのも、逆な意味で、効果があるのであれば、用語解説に入れるのもいいかなと。

【委員長】 そこまでやると、もっと解説をつけなければいけない言葉がたくさん出てくる。

【委員】 まさか「たらい回し」という言葉が入るとは思わなかったもので。

【委員長】 入ったのではなくて、これは我々が決めて出す我々の文章だ。それを入れない方がいいなら、削っても構わない。

【委員】 入れて構わないが、このまま言ってしまう方がいいか。

【委員長】 わかりますよね。そんなに心配する必要はない。

【委員】 むしろそれだったら、「乖離」の方がわからない。読めない。

【委員】 そうすると、あっちも書けこっちも書けとなって、ボリュームがいっぱいになっても困る。ここはもうスルーでということ。

【委員長】 15頁の(1)の「条例等の周知」で、下から4行目、「その際、条例で定義する市民誰もが」となっているが、それは取る。

【委員】 15頁の「条例等の周知」の上から4行目の「アピールし、」の後が2文字分あいているので、詰めて。

【委員】 17頁の「市民力」を高める」というところだが、「市民力」を高めるという題が書いてあって、下にいろいろ説明らしきものは書いてあるが、最終的に市民力とは一体何なのかという定義が全然書いていないので、ちょっと微妙だなと思って。最終的に市民の参加力とか、変革力ということを多分言いたいのだろうと思うので、最後のところに一文でも、それを総合した市民力を高めていくことだとか、そういう説明を入れた方がわかりやすい。

【委員長】 ここでは、基本的に市民参加するときのルールやマナーを身につけるといってもあるし、それ以上に、それを含めて自発的に行動していく上で必要な能力ということになるだろうから、どう定義するかというのはなかなか難しいが、今言われたような形で付け加えないと、タイトルだけがちょっと浮いてしまう。

【委員】 感覚的なことで、外国人や、聴覚・視覚障害を持っている方で、参加のところも市民の定義もそうなのだが、参加することとか一緒にやることに対する保証はすごく書いてあるのだが、参加中というのか、参加した後の活動における公平性というか……。例えば、知的障害の方が参加してきた。参加については保証するけれども、その後の活動において、わからないから、立っているみたいな場面とか、やることがないから、ちょっとどいてくれとか、とても難しいんだけど。参加の権利はあるが、活動とか、意見の重さに差はないとか、そういうことは書いてあるつもりなのだろうが、何かもうちょっとないかなと思う。書き方の問題だとは思っている。

【委員長】 その場合、その後の活動というのは、例えば市民参加をしている場面での活動か。例えばこういう会議とかで一緒に並んで座ってくれというときに生じるいろいろなハンディキャップがあるということか。

【委員】 例えばそういったときもそうだし、先ほど、当事者としての参加というか、参加までの保証というのは結構これを読んでいるとわかるのだが、その後の活動においての、どう言ったらいいのかわかる。

【委員】 例えばワークショップや市民会議に出たとき、必要な人には手話通訳をつけるという条件整備のことか。

【委員】 条件整備をするということも含めてだが、具体例を言った方がわかりやすいかもしれないが、例えば知的障害者の方が参加されたら。一般の人には、普通の説明の流れで、では、今日はこういうことをするからというのはすぐ伝わるのだろうが、知的障害者に、100%は無理でも、何かわかるように図解にするとか、そういう活動面においてハンデを取り除くというようなことが見えにくいというか、参加させたからいいではないかとは言わないだろうけど、この文章だけをとって見れば、運営側の方でそういう言い訳が成り立つようにも見られるのかなと思って。

【委員長】 関連することとして言えば、17頁の「市民参加を市民自身が育てる」で、「例えば、乳幼児や介護家族を持つ人、日本語を理解できない外国人、聴覚や視覚に障害を持つ人が情報を入手したり参加したりすることを地域で身近な市民が手助けしていくようなしくみを行政とともにつくっていく」とあるが、これは市民の側の話として出

ている。行政がやらないと言っている話ではなくて、行政はやるという前提の上で書いているということが抜け落ちてしまっているのだが。

【委員】 6頁のことも関係があるのでは。「参加バリアフリーの原則」、この中にある程度その辺のところは、原則論を打ち出しているわけだから、またそれと同じことをそちらにも加えるかどうか。ここではっきりと位置付けはしている。終わりの方には、いわゆる困難性も出している。もれなくというのは困難であるとしても、行政はできる限りの工夫をする。それから、また、市民が相互に助け合えるようなしくみを考えていくことが大切であるということ。そういうことをまたそこにも文言を入れるのかどうかということだ。まずここでは、原則としてこういう形でこの条例についてはやっているということのつながりとして、後ろの文言が出てくるわけだから、あんまりしつこく書いてもどんなものかなと。そうすると、いろんなものごとすべてを両方に入れていかなければという形にならないか。

【委員長】 まず原則としてあると言う方が、重みとしては大きいということがある。これでカバーできないような話が今入っていたのかどうかちょっとよくわからなかった。具体的なことがよくわからなかったので。

【委員】 感覚的な話から始めてしまったので、申し訳なかったが、そういうことであるということで、わかった。

【委員】 16頁の「ウ．参加を促す環境づくり」という項目についてだが、人の意見を横取りするようで申し訳ないが、他の委員の指摘を見てああそうだなと思ったのだが、もうちょっと具体例を入れた方がわかりやすいのでは。結局参加を促す環境づくりって何をしてくれるのか不透明だなと感じる。具体例があれば、入れた方がいいのでは。

【委員長】 まず具体例については、ここで議論はしなかったということがある。今議論してもいいが、「人は『楽しければ集まる』もので、何らかの自分の欲求が満足できる対象であれば、それに参加して来るのだと思います」という意見の趣旨の部分を生かして修文した形になっている。確かに具体的にそのように思わせられるような個別のことを書き込めればよかったのかもしれないが、例えば、提案されている3つのことについて言うと、機会を多くするというのは、本文の方でも地域の身近なところにつくろうというところが係ってくる。それだけではないと思うが、十分には議論していなかったということもあり、書けないというのが正直なところだ。あるいは、こんなことであれば今すぐ全員のコンセンサスを得られて書き込めるという例があれば、書き込んでもいいが。

ここは、環境づくりということ自体が抽象的な話になってしまって、わかりづらいと言えばわかりづらい。具体例としてこうだというものがあつた方が、はるかに読みやすいということになるかもしれない。とりあえずここでは、2つのガイド機能ということ、ここでの議論ではコンシェルジュを置いたらどうかということから出てきた話と、都市内分権的な話で出てきた身近な地域でという話について書いているということだが、他にどうか。

少し話がずれるが、身近な地域でということとの関連で、17頁(1)「『市民力』を高める」の後ろ2行で、「今後、例えば地域市民センターや市民活動支援センターをそのような場にしていくことが、必要かつ有効である」と。

【委員】 私は、ここに1つだけ具体的に入っているのが、支援センターとかを入れるのは別にかまわないが、他にもいろいろあるので、1つだけ入っているのはおかしくないかということ指摘した。

【委員長】 事務局説明で、これは私がこうせよということで書いてもらったが、例えばという形で入れている。そういう趣旨ではないのかもしれないが、一応ここでの議論でそういうことも出てきたということもある。具体的に書

けるものは本当は書いた方がいいのかもしれない。むしろ全体として抽象的になってしまったということもあるので。

【委員】 もっと具体的にはいろいろ書けると思う。

【委員長】 こういう地域の機関についてか。

【委員】 1つだけ入れているのでという、そういう意味だ。

【委員長】 ただ、すべてを書くというわけにもなかなかいかない。ということで、例えばという言葉をごここに入れたということでしょうか。申し訳ないが、これ以外のところをそのように活用してはいい話ではない。

【委員】 今、確かにそうだなと思った。市民活動支援センターをそういう場にすることも必要だし、公民館とかもあるし、地域の学校とか、いろいろあると思う。だから、確かにこの2施設だけを書き出すのはちょっとどうかと、今、私も思った。「地域の公共施設」とか、そういう書き方がいいような気がする。

【委員長】 そういう書き方がいいか。私は構わないと思うが、皆さんはどうか。全部の施設名を列挙するわけにはいかないというはあると思うが、それから今言われたように、必ずしも市の施設だけではなくて、空き店舗とか、そういうものも活用していくということは当然考えられる話なので、そこをどこまで書くか。それも十分議論していないので書きづらい。可能性としてはあり得るのだが。この委員会としてどこまで言うか。公共の設備というか、スペースを活用していくことになるのだろうが、限定されないように記述する。

最後、「おわりに」の部分だが、これについてはどうか。特にないようなら、全体を通してもう一度ここだけは言っておきたいというところがあれば、言ってほしい。よろしいか。

当初予定していた時間も大分過ぎた。今まで我々がこの場で議論してきたことを盛り込んだということで、最後、提言書としての文言の整理ということで意見をもらった部分、それから、若干内容に踏み込んだ部分もあった。この場で、事務局にすぐに文章にしてもらって、それを待ってもう一度確定するというわけになかなかいかないところがあると思うが、今もらった意見をもとにこの提言書をまとめ直したい。そういった事項については、大変恐縮だが、最後、私の方に一任させてもらえればと思う。まとめた上で、皆さんの方には必ず送る。この後、市長への提出の手续という形になる。その点、よろしいか。（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。

3 その他

（1）提言書の市長への提出、市民への公表について

【事務局】 この後の市長への提言書の提出日程について確認する。正副委員長から市長に直接手渡してもらうということで日程調整し、8月30日の午後3時から30分時間をとった。今日の意見を反映して、最終的な文案をそれまでに整えて、8月30日に提出する。市民に対しての公表は、9月15日号の広報掲載を予定している。通常は、議会に報告をした上で広報に載せるという順番になるが、今回は常任委員会が9月15日なので、同日でやる形になる。9月15日以降は全市民がこの提言書を見ることができる。

【委員長】 ということで、市長への提言書の提出の日程は、市長と私と副委員長の都合で決めてしまった。都合がつく方は、せっかくだから、参加できるようにしてほしい。

【事務局】 是非参加したいという方は、今週中に事務局に言ってほしい。対応できる形にしたい。

(2) 第13回会議録の内容確認と確定について

【事務局】 今日の会議録について皆様に確認を依頼する時期が9月7日以降になる。市長に提出するまでが委員任期なので、30日で任期は切れるが、会議録の確認については、郵送、メール等でさせてほしい。会議は開かないので、最終確認は委員長一任ということで了解願いたい。15日、提言書がホームページにアップされるときに、会議録も全部アップできるように進めたいので協力願いたい。

(3) その他

【委員長】 1月から始まって13回、途中、市民フォーラムを挟んで、最終提言書、若干まだ直さなければいけないところは残っているが、何とかここまで立ち至った。つたない司会で皆さんに迷惑をかけたことは重々承知しているが、この八王子市の市民参加条例づくりに向けて、きちんと考え方をまとめ上げたということで、皆さんのご協力に深く感謝する。せっかくこういう場でお会いしたということもあるし、私も大学が八王子市内にあるので、いろいろな場でおつき合えることもあろうかと思う。またその際もよろしくお願いたい。

また、30日には、都合のつく方でもし可能であれば来てほしいと思っている。よろしくお願いたい。

最後に事務局の方から。

【総合政策部長】 では最後に、総合政策部を代表して、お礼のあいさつをさせていただきます。

1月26日に第1回のこの検討委員会を開催してから13回、月に2回、3回というようなことで、土曜日の貴重な時間をこの検討委員会の検討に充てていただいたことに感謝申し上げます。

あまり時間がない中、ここまで市民参加条例に盛り込むべき内容をまとめていただいたということで、本当にお礼を申し上げたい。この「おわりに」にもあるように、やはり最大限に尊重してほしいという結びになっているので、これは市長も同じ思いだろうが、最大限の尊重をさせていただくような条例素案をこれからつくっていきたい。

また、課題も幾つかいただいた。例えば住民投票の問題や、あるいは将来的には自治基本条例、これは私どもも、この先には自治基本条例というものをやはりきちんと整備していかなければいけないと考えているが、改めてこの検討委員会からもこういうご提言をいただいたということで、それも進めてまいりたい。

これから素案をつくり、それを公表して、そして積み上げながら、まずは今年度中には市民参加条例を議会に提案をしていきたい。この検討委員会は終わるが、私ども行政側がこの提言を受けて、どのように条例化をしていくのか、是非見守っていただきたい。また、そのことについてのご意見もいただきたい。

7か月という短いようで長い間、本当に真摯に熱心に論議いただいたことに感謝を申し上げて、また私どもも、市民参加を進めるといふ決意を改めて申し上げて、お礼の言葉にさせていただきます。どうもありがとうございました。

【委員長】 それでは、市民参加のしくみづくり検討委員会、最終回を終了する。どうもありがとうございました。

閉 会